

令和6年度住民税非課税世帯支援給付金(こども加算)申請書(請求書)
(申請を必要とする世帯の場合)

(※令和6年12月13日時点の住所登録地)
八幡浜
市長様



裏面の【誓約・同意事項】を全て確認しチェックしました。全ての内容に誓約・同意の上、申請します。

1. 申請・請求者(世帯主)

フリガナ 氏 名	生年月日	現住所
	大正・昭和・平成・令和 年 月 日	電話 ()

2. 対象児童

	フリガナ 氏 名	申請者 との 続柄	生年月日	児童の 居住実態	別居の場合の住所 ※別居の場合別途確認資料が必要となる場合があります	児童の 扶養状況
1			平成・令和 年 月 日	☐ 世帯主と同居 ☐ 世帯主と別居		☐ 扶養している ☐ 扶養していない
2			平成・令和 年 月 日	☐ 世帯主と同居 ☐ 世帯主と別居		☐ 扶養している ☐ 扶養していない
3			平成・令和 年 月 日	☐ 世帯主と同居 ☐ 世帯主と別居		☐ 扶養している ☐ 扶養していない
4			平成・令和 年 月 日	☐ 世帯主と同居 ☐ 世帯主と別居		☐ 扶養している ☐ 扶養していない
5			平成・令和 年 月 日	☐ 世帯主と同居 ☐ 世帯主と別居		☐ 扶養している ☐ 扶養していない

○対象となる児童の範囲は、以下のとおりです。
ア 令和6年12月13日時点で、「申請・請求者」と同一世帯、もしくは、別世帯だが扶養している18歳以下の児童(平成18年4月2日以降に生まれた児童)
イ「申請・請求者」と同一世帯、もしくは、別世帯だが扶養している令和6年12月14日から令和7年7月31日までに生まれた新生児

※すでに八幡浜市もしくは他市区町村から令和6年度住民税非課税世帯支援給付金(こども加算)又は同様の給付金を受給している児童、もしくは、それらのこども加算給付の対象となった児童は対象外です。

3. 申請額・請求額

対象児童数 (「2.対象児童」に記載の人数)	人	× 20,000円＝	申請額・請求額	円
---------------------------	---	------------	---------	---

裏面も必ずご確認ください

4. 振込口座(原則、1. の申請・請求者名義の口座) ※長期間入出金のない口座を記入しないでください。

【受取口座記入欄】下欄に記載の上、振込先金融機関口座確認書類を添付してください。

金融機関名				支店名		分類	口座番号 ※右詰めでお書きください				口座名義(カナ) ※通帳の表記に合わせてください	
1.銀行 5.農協 2.金庫 6.漁協 3.信組 7.信漁連 4.信連				本・支店 本・支所 出張所		1普通						
				店番号		2当座						
金融機関番号												

ゆうちょ銀行		通帳記号 (6桁目がある場合は ※欄にご記入ください)		通帳番号 ※右詰めでお書きください		口座名義(カナ) ※通帳の表記に合わせてください	
ゆうちょ銀行を選択された場合は、貯金通帳の見開き左上またはキャッシュカードに記載された記号・番号をご記入ください。		1 ※					

※ 金融機関の口座がない方、金融機関から著しく離れた場所に住んでいる方など、どうしても口座による受け取りが出来ない方は、八幡浜市役所社会福祉課(0894-22-3113)にお問い合わせください。

【誓約・同意事項】 ※全ての項目を確認し、□にチェック(レ)してください。

☐ 以下の全ての誓約・同意事項について確認し、誓約・同意します。

- ① 令和6年度住民税非課税世帯支援給付金(こども加算)(以下「給付金(こども加算)」という。)の支給要件(※)に該当します。
※ 給付金(こども加算)の支給対象となるためには、以下の要件を全て満たすことが必要です。
ア 世帯に令和6年度住民税均等割課税者を含みません。
イ 世帯の中に、租税条約による免除の適用を届け出ている者はいません。
- ② 世帯の中に、住民税が課税となる所得があるのに未申告である者はいません。
- ③ 既に他の市区町村で同様の給付金の支給を受けた世帯ではありません。
- ④ 給付金(こども加算)の支給要件の該当性等を審査等するため、八幡浜市が必要な住民基本台帳情報、税情報等の公簿等の確認を行うことや必要な資料の提供を他の行政機関等に求める・提供することに同意します。
- ⑤ 公簿等で確認できない場合は、関係書類の提出を行います。
- ⑥ この申請書は、八幡浜市において支給決定をした後は、給付金(こども加算)の請求書として取り扱います。
- ⑦ 八幡浜市が支給決定をした後、申請書(請求書)の不備による振込不能等の事由により支払が完了せず、かつ、令和7年7月31日までに、八幡浜市が申請・請求者に連絡・確認できない場合に、給付金(こども加算)が支給されないことに同意します。
- ⑧ 給付金(こども加算)の支給後、本申請書の記載事項について虚偽であることが判明した場合や給付金(こども加算)の支給要件に該当しないことが判明した場合には、給付金(こども加算)を返還します。

提出書類 ※ 基本分の給付と両方申請する場合、申請書・別居している児童の世帯の住民票の写し以外の提出書類は省略できます。

- ☐ 令和6年度住民税非課税世帯支援給付金(こども加算)申請書(請求書)(本書)
※ 必要事項をご記入ください。
- ☐ 『申請・請求者本人確認書類の写し(コピー)』いずれか1点
※ 申請・請求者の運転免許証、健康保険証、マイナンバーカード(表面)、年金手帳、介護保険証、パスポート等の写し(コピー)をご用意ください。
- ☐ 『受取口座を確認できる書類の写し(コピー)』
※ 通帳やキャッシュカードの写し(コピー)など、受取口座の金融機関名・口座番号・口座名義人を確認できる部分の写し(コピー)をご用意ください。
- ☐ (令和6年12月13日時点で別居している児童の加算給付を申請する場合)
別居している児童の世帯の住民票の写し(コピー)

※【誓約・同意事項】のチェック漏れや、添付書類の不備はありませんか。(チェック漏れや添付書類の不備がある場合、給付を受けられません。)

本申立ての内容に相違ありません。

令和 年 月 日 申請者氏名